

新宿区葬祭施設の設置及び管理運営に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区（以下「区」という。）の区域内における葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し必要な行政指導等の内容を定め、事業主に対しその行政指導についての協力を求めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭施設 業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設又は病院その他の医療施設を除く遺体を保管する施設をいう。
- (2) 葬祭施設の設置 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号、第14号及び第15号に規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びに同法第87条第1項に規定する用途の変更（以下「用途の変更」という。）並びに用途の変更に該当しない建築物の使用方法の変更により葬祭施設を新たに設置することをいう。
- (3) 事業主 現に葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行うもの又は葬祭施設の設置若しくは葬祭施設の管理運営を行おうとするものをいう。
- (4) 近隣関係住民等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 葬祭施設の敷地境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者及び当該地域をその所掌地域とする町会、自治会、商店会又はこれらの団体に準ずるもの
 - イ アの地域に隣接する地域を所掌する町会、自治会又はこれらの団体に準ずるもの

(この要綱に基づく行政指導の一般原則)

第3条 区長は、この要綱に基づく行政指導を行うとき（新宿区行政手続条例（平成7年新宿区条例第2号）第33条第1項の責任者に行わせる場合を含む。以下同じ。）は、同条例の規定に従い、及び第1条に規定する目的の範囲内においてこれを行うものとする。

2 区長は、この要綱に基づく行政指導を行うときは、当該行政指導の対象事項に応じてそれぞれ当該事項を所管する補助機関に当該行政指導の具体的な内容の検討をさせ、その検討結果に基づき、これを行うものとする。

3 前項に規定する行政指導の具体的な内容の検討に係る当該補助機関における役割分担は、別に定める。

(葬祭施設の設置に係る周知)

第4条 区長は、別に定めるところにより、事業主（葬祭施設の設置を行おうとするものに限る。）に対し、葬祭施設の設置を行おうとする日の60日前までに、当該葬祭施設の設置に係る計画の概要を周知するため、当該葬祭施設に係る敷地の見やすいところに当該計画の概要が記載された書類等を掲示するよう指導するものとする。

2 区長は、別に定めるところにより、前項の書類等を掲示した日から 10 日以内に、当該葬祭施設の設置に係る計画の内容のうち次に掲げる事項について、説明会を開催することその他の方法により近隣関係住民等に対して周知を行い、及び近隣関係住民等の理解を得るよう指導するものとする。

- (1) 当該葬祭施設に係る敷地の形態及び規模
- (2) 当該葬祭施設に係る建築物及びその附帯施設の位置、規模
- (3) 当該葬祭施設の周辺の建築物の位置の概要
- (4) 当該葬祭施設の設置の工期、工法及び作業方法
- (5) 当該葬祭施設の設置の工事による危害の防止策
- (6) 次条に規定する基準に対する当該葬祭施設の適否の状況

3 区長は、別に定めるところにより、前項に定める説明会を開催することその他の方法により周知を行った事業主に対し、当該説明会等を行った後速やかに、当該説明会等に係る報告書その他区長が必要と認める書類を、近隣関係住民等及び区長に提出するよう指導するものとする。

(葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準)

第 5 条 区長は、第 1 条に規定する目的のために、事業主に対し、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するよう指導するものとする。

(1) 葬祭施設の設置 次に掲げる基準

ア 当該葬祭施設は、原則として起終点がその周辺の幹線道路と接続する有効幅員 6m 以上の道路に接すること。

イ 葬儀の受付、参列、見送り等のスペースは、当該葬祭施設内に確保すること。

ウ 湯灌作業車、葬儀場設営作業車又は葬儀関係者及び参列者の利用する車両が路上において駐停車しないよう、当該葬祭施設の敷地内に自動車駐車を確保すること。また、当該葬祭施設への出入りのため葬儀関係者等に自転車を利用させる場合は、その敷地内に自転車駐輪場を確保すること。

エ 当該葬祭施設内で遺体又は棺の運搬作業を行うときは、建築物の内部で運搬作業を行う等棺又は遺体が当該葬祭施設の外部から視認されない措置を講ずること。

オ 当該葬祭施設内に、廃棄物保管場所を設置すること。

カ 湯灌、遺体洗浄若しくは遺体保存の処理に使用され、又は遺体保管機器の洗浄に使用される洗浄設備や排水設備は、当該葬祭施設の内部に設置すること。

キ 当該葬祭施設の内部で葬儀又は通夜が行われている様子が外部から視認されないよう、遮光カーテンや遮光窓フィルムを施すこと。また、当該葬祭施設に接する建物又は道路に面する当該葬祭施設の建築物の窓等の開口部は、目隠しを付け、又は植栽等で覆うこと。

ク 葬儀等に関する音が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防音対策を行うこと。

ケ 線香等の臭気が近隣住民等の生活環境に支障を及ぼさないよう、防臭対策を行うこと。

- コ 当該葬祭施設が、その周辺の景観と調和するよう配慮するとともに、当該葬祭施設には、その景観を損ねるような広告物を設置しないこと。
- サ 当該葬祭施設の建築物が昭和 56 年 5 月以前に建築されたものであるときは、新耐震基準に適合する耐震性能を確保すること。
- シ 当該葬祭施設を設置するに当たり、その設置場所に既に存する建築物の増築を計画するときは、その敷地全体に係る計画を示すとともに、その規模に応じた整備を行うこと。

(2) 葬祭施設の管理運営 次に掲げる基準

- ア 前号に掲げる基準（シに掲げる基準を除く。）に継続して適合すること。
- イ 通夜、告別式及び遺体の搬出入等は、午前 9 時から午後 10 時までの間において、当該葬祭施設の敷地内で行うこと。
- ウ 原則として、当該葬祭施設内に葬儀の際に使用する花環及び供花を設置しないこと。ただし、やむを得ない事情により花環及び供花等を設置する場合は、当該葬祭施設の外部から視認されない場所に設置すること。
- エ 廃棄物は責任を持って適正に自己処理するとともに、血液その他の体液が付着した布及び洗浄水等は、法令に基づき適切な処理を行うこと。
- オ 当該葬祭施設の管理運営に当たっては、東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)を遵守すること。
- カ 当該葬祭施設の周辺地域内に商店や神社仏閣がある場合は、葬儀等の実施又は当該葬祭施設への遺体運搬車等の出入り等により、当該商店等の営業行為等を妨げないように配慮すること。
- キ 当該葬祭施設の建築物等について、衛生上及び安全上の管理を適切に行うこと。
- ク 当該葬祭施設に接する道路等の状況により交通渋滞が予想される場合は、葬儀の参列者等に対し自動車による来場の自粛の呼びかけをする等交通事故の防止のための措置を講ずること。
- ケ 近隣関係住民等から苦情があったときは、誠意をもって速やかな対応をとること。
- コ その他近隣関係住民等の生活環境に支障が生じないように十分配慮すること。

(近隣関係住民等との協議及び協定)

第 6 条 区長は、事業主に対し、前条に規定する葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に係る基準を尊重した上で当該葬祭施設の設置及び当該葬祭施設の管理運営について近隣関係住民等と十分協議するよう指導するものとする。

2 区長は、事業主と近隣関係住民等の間において前項の協議が成立したときは、当該事業主に対し、当該協議が成立した事項について、当該近隣関係住民等との間で協定を締結するよう指導するものとする。

(葬祭施設の設置等に関する協議に係るあっせん)

第 7 条 区長は、事業主及び近隣関係住民等が、その合意に基づき、葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営に関する事項について当該事業主と当該近隣関係住民等との間で発生した問題の解決のための協議の成立に向けたあっせんを行うよう申し出たときは、その申出に応じ、そのあっせんを行うものとする。

- 2 区長は、事業主又は近隣関係住民等のいずれか一方の者から前項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申し出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、その申出に応じ、あっせんを行うものとする。
- 3 区長は、前 2 項の規定により、あっせんを行うに当たり必要と認めるときは、次条第 1 項に規定する葬祭施設対策会議に同条第 2 項各号に掲げる事項について調査及び検討を行わせ、その結果について報告を受けた上で、あっせんを行うものとする。
- 4 区長は、あっせんを開始した場合において、同項の協議の成立が得られる見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- 5 第 1 項の申出の手続その他あっせんに関し必要な事項は、別に定めるものとする。
（葬祭施設対策会議）

第 8 条 区長は、あっせんを行うに当たり必要な事項を調査及び検討させるため、区の職員で構成する葬祭施設対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

- 2 対策会議は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を区長に対して報告する。
 - (1) 葬祭施設の設置及び葬祭施設の管理運営に関し、事業主と近隣関係住民等との間で協議が円滑に行われるための対応策に関すること。
 - (2) その他区長が必要と認める事項
- 3 対策会議の組織、その運営方法その他対策会議に関し必要な事項については、別に定める。
（葬祭施設の設置等に係る事項の変更等）

第 9 条 区長は、事業主が葬祭施設の設置又は葬祭施設の管理運営に関する事項を変更しようとするときは、当該変更が近隣関係住民等との良好な近隣関係の保持又は地域における健全な生活環境の維持に関し影響を与えるものと認めるときは、当該事業主に対し、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 当該事項を変更しようとするときは、速やかに説明会を開催することその他の方法により、当該変更事項について、近隣関係住民等に対して周知し、及び近隣関係住民等の理解を得ること。
 - (2) 当該事業主が第 6 条第 2 項の協定を締結している場合において、当該変更事項が当該協定の改定を要するものであるときは、当該協定の全部又は一部を改定する協定を締結すること。
- 2 区長は、別に定めるところにより、前項第 1 号に定める説明会を開催することその他の方法により周知を行った事業主に対し、当該説明会等を行った後速やかに、当該説明会等に係る報告書その他区長が必要と認める書類を、近隣関係住民等及び区長に提出するよう指導するものとする。
 - 3 区長は、事業主が葬祭施設を第三者に譲渡し、又は貸し付けたことにより、事業主が変更し、又はその数が増えた場合において、当該葬祭施設の譲渡又は貸付けがなされる前に事業主が第 1 項第 2 号の協定を締結しているときは、当該事業主に対し、自ら新たに事業主となった者に当該協定の存在及びその内容を知らせ、これを遵守させるよう指導するものとする。

4 区長は、相続又は合併等により事業主の地位が包括的に承継された場合において、その包括承継がなされる前に当該事業主が第 1 項第 2 号の協定を締結しているときは、その包括承継人に対し、当該協定の存在及びその内容を知らせ、これを遵守するよう指導するものとする。

(適用除外)

第 10 条 区長は、この要綱に定める葬祭施設の設置等に関する指導の全部又は一部について、この要綱の定めによることが適当でないと認めるときは、この要綱の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に区の区域内に存する葬祭施設については、この要綱の規定は適用しない。